

豪州産農産物の関税が撤廃された場合の影響（試算）

平成18年12月1日
農林水産省

我が国は「守るべきものは守る」とのスタンスでEPA交渉に臨むということが基本方針。日豪EPAにより豪州産の農産物の関税が撤廃された場合、豪州から他国への輸出の動向等にもよるが、近年の主な輸入品目である小麦、砂糖、乳製品及び牛肉などの輸入が大幅に拡大する可能性。

これらの品目は、いずれも豪州において日本の市場を満たすだけの生産力・輸出力があることに加えて、

- ・ 品質面において、国産と豪州産が競合する。
- ・ 価格面においては、豪州産が圧倒的に安価である。
- ・ 小麦や粗糖などの原料農産物のみならず、小麦粉や精製糖などの製品の関税も撤廃され、製品でも競合が生じる。

したがって、新たに追加的な支援等を行わなければ、価格面で不利な国産農産物は市場での競争に敗れ、豪州産の農産物に置き換わり、それに見合う国内生産が縮小する可能性。

その場合に受ける4品目についての直接的な影響を見積もれば、合計で約8千億円との試算。

< 品目毎の国内生産の減少額 >	
小麦	1,200億円 (99%)
砂糖	1,300億円 (100%) (てん菜糖・甘しや糖計)
乳製品	2,900億円 (44%) (生乳)
牛肉	2,500億円 (56%)
<hr/>	
合計	約7,900億円

()内は、国内生産の減少割合

また、上記の生産減少が生じる場合、農業への直接的な影響に加えて、他の品目（輪作作物等）の生産や、製粉業、精製糖業、乳業等のこれら品目を利用する関連産業(主として地方に立地)の経営・雇用にも甚大な影響。

さらに耕作放棄地等の増加により、国土・環境保全等の多面的機能にも大きく影響。

こうした影響を抑制するためには、

国産の生産コストと市場価格の格差拡大分を埋める追加的な支援策等によって、農家手取りを確保するためには、4品目に限っても、新たに多額の財政負担（一定の前提を置いた試算例では約4,300億円）が必要。

さらに、小麦粉、精製糖など製品に関税を設定することにより、製品ベースでの価格競争力を確保してきた品目については、国産原料を利用する関連事業者が製品ベースでの競争に勝ち残れるよう、製品の製造コストの格差解消や生産性向上を進めることが別途必要。

ただし、こうした対策により内外コスト差が補てんされたとしても、豪州産が自由に輸入される条件下では、豪州産との同等の価格の国産品が市場で必ずしも選択されず、在庫として積み上がったたり、廃棄される可能性があり、国産品の需要確保のためには更なる負担が必要。

なお、豪州産農産物の関税撤廃は、米・加等のシェアにも影響を与えることから、反発も想定されるところ。仮に、これらの国々に対しても関税を撤廃するようなこととなれば、さらに大きな影響のおそれ。

(問い合わせ先)

大臣官房国際部国際経済課

黒川 (内線 6772)

馬場 (内線 6797)

代表 03 - 3502 - 8111

直通 03 - 3591 - 4918

FAX 03 - 5511 - 8773

当資料のホームページ掲載先URL

<http://www.maff.go.jp/www/press/press.html>

豪州産農産物の関税が撤廃された場合の影響

豪州産農産物の関税撤廃

WTO農業交渉

米・加・NZなど

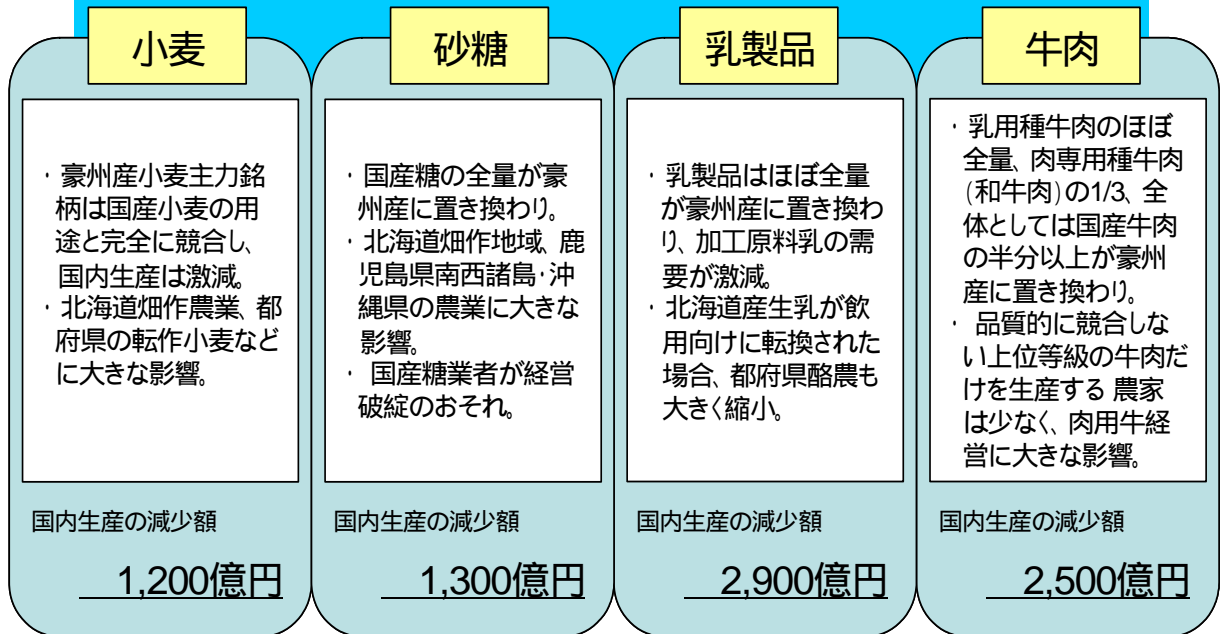
関税削減交渉において重要品目の確保を主張

- ・国産と品質的に競合する安価な農産物の輸入圧力が増大
- ・小麦や粗糖だけでなく、小麦粉や精製糖などの製品も同時に関税が撤廃され、輸入圧力が増大

既存の対日輸出が豪州産に奪われ、反発

豪州と同様の要求

現在も輸入が多い4品目に限っても国内農業に大きな影響



上記4品目への直接的影響
約8千億円

他の品目(輪作作物等)への間接的な影響に加え、社会全体に影響が波及

多面的機能への影響

〔洪水防止機能等の低減〕

地域経済への影響

〔製粉業、精製糖業、乳業やその他関連産業への影響〕

食料自給率への影響

〔向上目標の達成は困難〕

影響拡大

- ・上記4品目の豪州産と国産の市場価格を均衡させるためだけに新たに毎年4,300億円もの財政負担(試算例)が必要。
- ・製品(小麦粉、精製糖等)も関税が撤廃されるため、製造コストの格差解消も必要。
- ・価格を均衡させてもなお国産品が市場で選択されるとは限らず、在庫化したり、廃棄されるおそれ。国産品の需要確保のためのさらなる措置が必要。